

令和4年度飼料自給率向上総合緊急対策事業に係る
3次公募要領

令和5年8月
農林水産省畜産局

第1 総則

飼料自給率向上総合緊急対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

第2 目的

本事業は、畜産農家等と耕種農家等の連携の強化によって国産飼料の利用を拡大する取組、高栄養価牧草への転換の取組、難防除雑草駆除技術やサイレージの品質向上技術の実証の取組、新たな飼料資源の活用のための生産・給与実証等の取組、国産粗飼料取扱業者と畜産農家が複数年にわたる販売契約に基づき国産粗飼料の広域流通を行う取組、国産稲わらの生産実証及び利用拡大に向けた取組、飼料生産組織の規模拡大や畜産農家等との長期契約を図る取組を支援することにより、我が国の飼料自給率の向上及び飼料生産基盤の強化を図ることを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」のとおりとします。

3 応募者

応募者は、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）とします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。なお、事業の適正な管理を図る観点から、原則、応募者の所在地（主たる事務所の所在地）を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）と事業の実施する地域を管轄する地方農政局が同一となるよう申請していただくこととしております。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則とし

て、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）
- (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

第6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

別表1の事業についての事業実施主体候補者の選定は、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局において、第11の2の（3）に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。申請内容等について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

- (1) 提出された書類について、応募要件（応募者の要件、申請金額、事業期間等）及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、（2）以降の審査の対象から除外されます。

- (2) 審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者からのヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

(3) (2)の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

(1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

(3) 事業計画等の妥当性

① 事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか。

② 本事業の実施能力を有しているか。

(4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることになります。

第8 事業の実施について

本事業は、「飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付等要綱」及び「飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領」（以下「要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくことになります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

(1) 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年

9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、農林水産省畜産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等、以下同じ。）状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。

なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理管理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。
- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

第11 応募方法等

1 応募方法

別記様式による「飼料自給率向上総合緊急対策事業実施主体応募書」やその他必要な書類を作成し、提出期間内に提出してください。

2 提出期間、提出先、提出書類

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和5年8月14日（月曜日）から令和5年9月1日（金曜日）17時まで（必着）とします。

(2) 提出先・問合せ先

- ・応募者の所在地：北海道

北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課

〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

電話：011-350-7656（直通）

メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局生産部畜産課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

電話：022-221-6198（直通）

メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部畜産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話：048-740-0027（直通）

メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局生産部畜産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話：076-232-4317（直通）

メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局生産部畜産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話：052-223-4625（直通）

メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局生産部畜産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

電話：075-414-9022（直通）

メールアドレス：kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部畜産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1

電話：086-224-4511（代表）

メールアドレス：tikusan_ka.chushi@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-300-6286（直通）

メールアドレス：kyusyu_chikusan@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

（３）提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には

十分配慮します。

- ・ 飼料自給率向上総合緊急対策事業実施主体応募書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料

※ 書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができます。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。

※ 提出書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。1つの封筒に入れ、「飼料自給率向上総合緊急対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。

※ 提出書類の差替えは固くお断りいたします。

※ 提出書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）。

※ 電子メールによる書類の提出を希望する場合には、提出先のメールアドレスを確認し、件名を「飼料自給率向上総合緊急対策事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。

また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を提出せ先に行ってください。

※ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

住所
称号又は名称
代表者氏名

飼料自給率向上総合緊急対策事業実施主体への応募について

令和4年度飼料自給率向上総合緊急対策事業に係る3次公募要領第11の1に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

※ 複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

別添

飼料自給率向上総合緊急対策事業実施主体応募書

応募事業名	
-------	--

受付番号
※ 応募者は記入し
ないこと。

(注) 応募事業名には別表 1 の「応募対象事業」欄の事業メニュー名を記載する。

1 応募者の概要

・次の項目について記載

事業実施主体				
事業代表者	所 所 職 氏 〒 TEL FAX	属 属 住 TEL FAX	機 部 所 TEL FAX	関 署 名 名 所 TEL FAX メールアドレス
会計担当者	所 所 職 氏 〒 TEL FAX メールアドレス	属 属 住 TEL FAX	機 部 所 TEL FAX	関 署 名 名 所 TEL FAX メールアドレス
事務連絡先	所 所 職 氏 〒 TEL FAX メールアドレス	属 属 住 TEL FAX	機 部 所 TEL FAX	関 署 名 名 所 TEL FAX メールアドレス

2 事業執行体制について

- ・次の項目について具体的に記載

- ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について
- ② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3 事業執行方法について

- ・次の項目について具体的に記載

- ① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4 事業計画等について

- ・次の項目について具体的に記載

- ① 事業実施計画等が適当であるか。

→ （※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付）

- ② 事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方について

5 補助金管理体制について

- ・次の項目について、具体的に記載

- ① 会計規程の整備及び執行体制について
- ② 現在の財務状況について

6 過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

- ・受けていない場合は、右の□に✓を記入

☐

7 障害者の就労について

- ・障害者が就労している場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。

☐

(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。（特に枚数は問わない。）

(別表1)

事業メニュー及び内容等について

応募対象 事業	事業メニュー及び内容	補助率	備考
1 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち高栄養価牧草を用いた草地改良推進	(1) 高栄養価牧草を用いた草地改良推進 輸入飼料から国産飼料への転換を図るため、高栄養価牧草を用いた草地改良に係る以下の取組に対し助成 ①高栄養価牧草を用いた草地改良の取組に関連して行う調査分析、技術普及、技術指導 ②高栄養価牧草を用いた草地改良 ア マメ科牧草に適した草地の診断 イ 土壌分析に基づく土壌の酸度矯正 ウ 除草剤の播種前処理等による雑草対策の実施 エ コート種子を利用したマメ科牧草主体草地への転換 オ サイレージ化のための添加剤使用	1 / 2 以内 1 / 2 以内 (10a当たり17千円を限度とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事情が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。)	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を農林水産省畜産局（以下「畜産局」という）で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。
2 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進	土地制約が大きい自給飼料の生産が困難な地域における課題解決等を図るため、新飼料生産の実証に係る以下の取組に対し助成 (1) 新飼料生産実証 ① 新飼料生産・利用に必要な対策 ② 新飼料生産実証に必要な器具・機材の導入 ③ 新飼料生産実証に必要な既存施設の補改修 ④ 新飼料資源を活用した飼料の製造実証 ⑤ 家畜への給与実証	定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額 定額	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。

	(2) 新飼料生産技術の普及 ① (1)の実証の結果を踏まえた調査・分析 ② 新飼料生産技術の普及啓発に必要な対策	定額 定額	2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。
3 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産稲わら利用拡大実証	国産稲わらの利用拡大を図るため、利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産稲わらの収集・供給実証に係る以下の取組に対し助成 (1) 国産稲わら収集・供給体制推進 ① 国産稲わら収集・供給体制の構築 ② 国産稲わら収集・供給実証計画の策定 (2) 国産稲わら収集・供給体制実証 ① 国産稲わら収集実証機械導入 ② 国産稲わら収集実証 ア 簡易保管倉庫の設置 イ 保管場所確保 ウ 国産稲わらの流通に係る輸送費 ③ 国産稲わらの品質管理に必要な取組 ④ 実証に必要な機械の調達・調査・サポート等	定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額 1 / 2 以内 定額 1 / 2 以内、定額	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。
4 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援（飼料生産組織の規模拡大支援）	飼料生産組織の強化・拡大を図るため、以下の取組に対し助成 (1) 飼料生産組織の規模拡大支援 ① 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入 ② ICT機器の導入及びデータの活用 ③ 簡易倉庫の設置	1 / 2 以内	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。

(別表 2)

事業内容及び応募者の要件について

事業名	事業メニュー	要件
1 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち高栄養価牧草を用いた草地改良推進	1 高栄養価牧草を用いた草地改良推進	次の 1 から 8 までのいずれかに該当する者とする。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。） 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。） 6 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を事業として営むもの（次の（1）又は（2）に該当するものを除く。 （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの 7 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） 8 その他地方農政局長等が認める団体

2 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進	1 新飼料生産実証 2 新飼料生産技術の普及	次の1から10までのいずれかに該当する者とする。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 公社 3 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） 4 農事組合法人 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人 6 特定農業団体 7 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 8 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（次の（1）又は（2）に該当するものを除く。） （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は5に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの 9 次に掲げる全ての要件を満たす協議会 （1）生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等によって構成されていること。 （2）事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。 （3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 10 その他農業者等の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について
-------------------------------------	--------------------------------------	---

		の規約の定めがあるものに限る。ただし、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者によって構成されるものに限る。)
3 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産稲わら利用拡大実証	1 国産稲わら収集・供給体制推進 2 国産稲わら収集・供給体制実証	次の1から9までのいずれかに該当し、飼料生産作業を行う者とする。 1 地方公共団体 2 農業協同組合又は農業協同組合連合会 3 公社 4 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） 5 農事組合法人 6 農事組合法人以外の農地所有適格法人 7 特定農業団体 8 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 9 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（次の（1）又は（2）に該当するものを除く。） （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（3又は6に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの

4 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援（飼料生産組織の規模拡大支援）	1 飼料生産組織の規模拡大支援	次の1から6までのいずれかに該当し、飼料生産作業を行う者とする。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 公社 3 農事組合法人 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人 5 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 6 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を事業として営むもの（次の（1）又は（2）に該当するものを除く。） （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの
---	------------------------	---

(別表 3)

補助対象経費について

I 共通経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 (ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。)	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献等にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス及び水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	

	データ収集・ 処理・分析費	本事業を実施するために直接 必要なデータの収集・処理・ 分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必 要な会議の出席又は技術指導 等を行うための旅費として、 依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必 要な資料収集、各種調査、打 合せ、成果発表等の実施に必 要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接 必要な研修会等で講演を行う ための旅費として、依頼した 専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必 要な資料収集・整理、専門的 知識の提供等について協力を 得た人に対する謝礼に必要な 経費	・謝金の単価の設定根拠となる資 料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対 する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必 要な業務を目的として本事業 を実施する民間団体等が雇用 した者に対して支払う実働に 応じた対価（日給又は時間 給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて 雇用したことを明らかにするこ と。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び 作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の 一部分（例えば、事業の成果 の一部を構成する調査の実 施、取りまとめ等）を他の者 （事業実施主体が民間企業 の場合、自社を含む。）に委託 するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三 者に委託することが必要かつ合理 的・効果的な業務に限り実施でき るものとする。 ・補助金の額の 50%未満とする こと。 ・事業そのもの又は事業の根幹を 成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う 場合は、利潤を除外した実費弁済 の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必 要な分析、試験、加工等を専 ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必 要であり、かつ、それだけで は成り立たない業務の役務等 に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必 要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必 要な委託の契約書に貼付する 印紙の経費	

	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

II 事業別補助対象

1 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち高栄養価牧草を用いた草地改良推進（別表 1 の 1）

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
高栄養価牧草を用いた草地改良推進	調査分析 高栄養価牧草を用いた草地改良	土壌分析、飼料分析及び堆肥分析 施工費、種子費、肥料費、土壌改良資材費等	試料採取及び送付に要する経費を含めるものとする。 堆肥については、事業参加者が生産したもののほか、その近隣農家が生産したのもを使用することができるものとする。 ただし、自己所有又は無償で譲り受けた堆肥は肥料費の対象としないものとする。 また、本事業に利用可能な堆肥は、有償・無償にかかわらず、次の要件を満たすものとする。 ① 公的機関等で事前に分析されたものであること。 ② 雑草種子の混入を防止する観点から、適正に発酵処理されたものであること。

2 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進（別表 1 の 2）

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
新飼料生産実証	器具・機材の導入	新飼料生産実証に必要な器具・機材	導入する器具・機材は、新飼料生産実証計画で必要な最小限度についてのみ補

	既存施設の補改修	新飼料生産実証に必要な既存施設の補改修	助する。 既存施設の補改修は、新飼料生産実証計画で必要な最小限度についてのみ補助する。
--	----------	---------------------	--

3 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産稲わら利用拡大実証（別表1の3）

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
国産稲わらの収集・供給実証	機械の導入	稲わら収集機械、牧草細断機、乗用牽引機械（トラクター）、稲わら運搬機械、稲わら格納梱包機械、梱包解体機、再形成機械	購入又はリース（機械の選定、購入代行委託、輸入代行等）については、必要な面積等の根拠が確認できるものについて、必要最小限度のみ補助する。対象施設・機械等は、実証に必要な最小限度についてのみ補助する。ただし、トラクターは、本事業の実施のために導入するその他の機械について、既存のトラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長が特に認めたものに限る。）
	簡易保管倉庫設置・保管場所確保	簡易保管倉庫設置に係る資材費又は稲わらの保管場所に係る賃料	簡易保管施設（簡易保管倉庫を設置する場合は資材費、保管場所を借りる場合は賃料とする。
	国産稲わらの流通	稲わら輸送運賃	
	国産稲わらの品質管理	飼料分析及び検査費	飼料分析は、一般成分、水分等に係るもの。 検査は、安全性（カビ毒、残留農薬等に係るもの）に関するもの。
	機械の調達・調査・サポート	以下の経費 1 導入機械選定に係る経費 2 導入機械輸送費 3 導入機械保険料 4 導入機械修繕費 5 消耗品費 6 オペレーター賃金	1 から 4 までについては、海外から導入する機械に限る。

		7 調査協力謝金 8 実証資材提供費 9 その他必要となる経費	
--	--	---------------------------------------	--

4 国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援（別表 1 の 4）

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
飼料生産組織の規模拡大支援	機械の導入	ほ場排水対策に必要な機械・機器、堆肥の運搬・散布、作付け作業～収穫調製作業～運搬作業（稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業）に係るもの	購入、リース又はレンタル（事業実施主体自らが作業に利用するものに限る。汎用性のある運搬車両、フォークリフト、田植機等は補助対象外とする。トラクター及び無人トラクターは、本事業の実施（飼料の作付面積拡大）のために導入するその他の機械について、既存のトラクター及び無人トラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長が特に認めたものに限る。また、堆肥運搬車及び飼料運搬車は、特装しているものに限る。）
	I C T機器の導入経費	G N S S ガイダンスシステム等の作業を支援する I C T 機器	購入、リース又はレンタル
	データの活用	データの蓄積・分析等に必要ソフトウェア等	
	簡易倉庫の設置	原材料費	取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く。）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウス等の資材費